

特定健診の簡易版を行います

☎健康増進課 ☎32-2069

市では、病気の予防や重症化を防ぐため、特定健診を実施しています。今年度は、特定健診の簡易版として先着100人限定で、イオンモール津山にて実施します。

自分の体の健康状態を知るためにぜひ、受診してください。

とき 8月10日(水)午前10時～午後3時

ところ イオンモール津山2階イオンホール(河辺)



特定健診マスコットキャラクター ハレルン

検査項目 問診、身体測定、診察、血圧、尿(糖、たんぱく)、血液(脂質、肝機能、耐糖能)、クレアチニン、尿酸

対象 40～74歳の津山市国民健康保険被保険者

料金 200円

定員 100人(先着順)

申込方法 健康増進課に電話で申し込む

締め切り 7月15日(金)午後5時

※社会保険、後期高齢者医療保険、生活保護の人は対象外

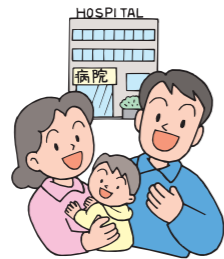
※健診受診者を対象に肌年齢測定も実施

子ども医療費に関するお知らせ

☎こども課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-2065

子ども医療費受給資格者証を使わずに窓口で医療費(保険診療分)を支払ったときは、自己負担額の一部を払い戻すことができます。

対象 子ども医療費の受給資格を持ち、県外の医療機関を受診したり、県内の医療機関で受給資格者証を持たずに受診したりするなど、医療機関の窓口で、医療費(保険診療分)を支払った人



申請方法 こども課または各支所・出張所担当課に備え付けの申請書に記入し、直接提出する

持ってくるもの 保険証(子どものもの)と子ども医療費受給資格者証、病院の領収証、認め印(シャチハタ不可)、保護者の通帳など(口座番号などがわかるもの)

申請期限 受診した日の翌月から5年以内

支給方法 保護者の口座への振り込み(申請から払い戻しまで2～3カ月かかることがあります)

※詳しくは、お問い合わせください

たんぽぽ運動 歯みがき指導とフッ化物塗布

☎健康増進課 ☎32-2069

乳幼児の健全な発育には歯の健康が大切です。親子でお口の健康について考えてみませんか。

日程	時間
7月28日(水)	①10:00～ ⑤13:00～
	②10:30～ ⑥13:30～
	③11:00～ ⑦14:00～
	④11:30～ ⑧14:30～

ところ 津山歯科医療センター(沼)

対象 2歳～小学3年生までの子どもと保護者

内容 むし歯予防の話、歯みがき指導、歯科検診、フッ化物塗布、むし歯菌の顕微鏡観察など

定員 子どもと保護者100組

料金 無料

持ってくるもの 歯ブラシ、コップ、タオル(保護者分も要)

申込方法 健康増進課に電話で申し込む



ご参加ください 新しい市立幼稚園の説明会

☎こども課 ☎32-2179

市では、平成27年5月に策定した「津山市立教育・保育施設再構築計画」に基づき、高野本郷地内と二宮地内での新しい市立幼稚園2園の建設を計画し、平成31年度の開園を目指しています。

この建設計画の概要や今後のスケジュールなどについての説明会を開催します。

ぜひ、ご参加ください。

とき 7月6日(水)午後7時～

ところ 津山市総合福祉会館4階大会議室

対象 市立幼稚園の新設に関心のある人



説明会の内容

- 市立幼稚園再構築の経緯
- 建設予定地選定のポイント
- 新しい幼稚園の機能
- 今後のスケジュール など

※詳しくは、お問い合わせください

ひとり親家庭などを支援します

☎こども課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-2065

市では、ひとり親家庭(母子・父子・寡婦・寡夫家庭)などの経済的な自立を目的として、技能習得や就労についてさまざまな支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的自立に効果の高い資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の一部を支給します。

対象 ひとり親家庭の親で次のすべてに当てはまる人①児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある②市内在住で20歳未満の子を養育している③資格取得のために養成機関で1年以上の訓練課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる④経済的事情により、就業または育児と修業の両立が困難である⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない⑥市税などの滞納がない

対象となる資格 看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

支給期間 修業期間の全期間(上限36カ月)

給付金額(月額) 市民税非課税世帯=10万円、市民税課税世帯=7万500円

※予算額に達し次第終了します

申込方法 事前にこども課に相談し、申し込む

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度(以下、高卒とする)認定試験の合格を目指すための講座の受講費の一部を支給します。

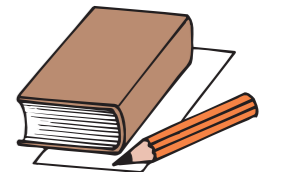
対象 市内在住で20歳未満の子を扶養し、次のすべてに当てはまる、ひとり親家庭の親、または、その児童①児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある②就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して、高卒認定資格に合格することが適職に就くために必要であると認められる③過去に高卒認定試験合格支援事業を受給していない④市税などの滞納がない

支給対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高等学校等修学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

給付額 受講終了時給付金=受講費の2割(上限10万円)、合格時給付金(受講終了後2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した時に支給)=受講費の4割(受講終了時給付金と合わせて上限15万円)

申込方法 事前にこども課に相談し、申し込む



こちらをご利用ください ひとり親家庭の就労を支援します

母子・父子家庭の人の状況や要望に沿った支援計画を作成するなど、自立・就労支援を実施しています。お気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日午前8時

30分から午後5時15分(祝日を除く)

ところ こども課(津山すこやか・こどもセンター内)

支援内容 母子・父子自立支援員が、就職や転職を希望する人に、ハローワークと連携しながら個別で相談に応じ、就職に向けたサポートを行う

対象 市内在住で児童扶養手当を受給している人(生活保護受給者を除く)

料金 無料



ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭などの人が、修学や病気などの理由で、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を無料で派遣します。

支援内容 生活援助、食事の世話、居宅の掃除、身の回りの世話、子育て支援など

対象 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯のひとり親家庭であり、次の理由により生活援助や子育て支援が必要な世帯①自立促進に必要な理由(技能習得のための通学、就労活動など)②社会通念上必要と認められる理由(疾病、出張、看護、冠婚葬祭、学校などの公的行事への参加など)③生活環境が変わり、日常生活を営むのに大きな障害が生じている など

支援する場所 生活援助=利用者の居宅、子育て支援=家庭生活支援員の居宅、講習会の受講会場など

利用方法 こども課で事前に派遣対象家庭の登録をして利用する

※希望どおりの派遣ができない場合があります

